

トリニダード・トバゴの入国禁止措置（5月11日更新）

トリニダード・トバゴ政府は、新型コロナウイルス対策として、現在実施中の入国禁止措置を、5月23日まで延長すると発表しました。

1 旅客搬送を目的として入出港する航空機及び全ての船舶に対し、全ての海空港等を閉鎖する。

2 貨物便、貨物船は除く。

なお、同国政府は、感染拡大防止対策として実施中の Stay at Home Order（不要不急の外出禁止措置）についても5月23日まで延長すると発表しました。

在留邦人及び滞在中の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止及び体調管理に努めてください。

参考：トリニダード・トバゴ保健省

<http://www.health.gov.tt/>

参考：トリニダード・トバゴ国家安全保障省

<http://www.nationalsecurity.gov.tt/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【問い合わせ先】在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号 1-868）628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。